

第129回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和7年3月3日（月）10:00～11:35

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

樫 浩一（部会長）、會田 雅人、二村 真理子

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子

【専門委員】

小針 美和

【審議協力者（各府省等）】

千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：萩野課長補佐、椎野課長補佐 ほか

【事務局（総務省）】

山田大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：森統計審査官、菊地調査官 ほか

4 議 題 作物統計調査の変更について

5 議事録

○樫部会長 それでは、定刻少し前でございますけれど、皆様おそろいでございますので、ただ今から第129回の産業統計部会を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日も、前回の部会に引き続きまして、作物統計調査の変更について、こちらの会場とウェブの併用で会議を進めてまいります。ウェブで御参加いただく方につきましては、いつものことではございますけれども、途中で声が聞こえないというような不具合が生じることがございましたら、遠慮なくお知らせをいただければと思います。

また、本日の審議は12時までを予定しておりますけれども、審議の状況によりましては、予定時間が前後する可能性がございます。予定時間を過ぎる場合には、御予定のある方は御退出いただいて結構でございます。

なお、本日は清水臨時委員が所用のため御欠席との連絡をいただいております。

それでは、審議に入りたいと思います。昨年12月から審議しておりました作物統計調査について、予定では本日を最終回ということにしたいと考えてございます。前回までの

部会でひととおりの審議を終えましたので、本日は答申案の確認を行いたいと思います。

なお、先週金曜日の統計委員会において、私から、これまでの部会の審議状況について御報告をいたしました。その際、委員の方々から特段の御発言はございませんでしたので、本日の部会で新たに審議すべきことはございません。ですので、本日は、この答申案の審議ということにしたいというふうに思います。

それでは、答申案の審議に入ります。お手元の資料1を御覧ください。この答申案でございますけれども、今回申請された変更事項のそれぞれについて、その内容と、これまでの部会で得られた審議結果について、今後の課題も含めての文章化しております。

審議に先立ち、私から、考えている答申案の取りまとめの方法について御説明をいたします。

最初に、事務局から答申案の構成について説明をしていただきたいと思います。その次に、基本的には答申案の順に沿って、部会での審議内容を適切に反映できているか、それから、修正や追加すべき事項はないかというようなことなど、皆様から御意見を頂きながら、確認をしていきたいと思います。

なお、これまでの部会審議を踏まえまして、答申案では、末尾に今後の課題を3つ挙げております。これらについて、関連する変更事項の答申案の項目の審議の際に、併せて御意見を頂ければと考えております。そして最後に、全体評価として、答申案の冒頭部分の承認の適否について、確認していただければと思います。

以上のような順番で進めていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○樫部会長 特に御異論がないようでございますので、このような進め方としたいと思います。

それでは、資料1に基づいて。まず答申案の全体の構成について、事務局から簡潔に御説明をお願いしたいと思います。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。

資料1の答申案の構成について、簡単に御説明します。

答申案の様式については、これまでの統計委員会答申の構成を踏襲しておりまして、「1 本調査計画の変更」と「2 今後の課題」という構成としております。この「1 本調査計画の変更」については、「(1) 承認の適否」と「(2) 理由等」としています。

「(2) 理由等」に、今回審議していただきました、1 ページのア「行政記録情報等の活用による調査の効率化」、2 ページのイ「水稻以外の作物に係る調査の変更」、そして10 ページのウ「耕地面積調査に係る公表時期の変更」の順番に項目を立て、それぞれ、計画変更の個別の内容、審議していただいた内容、それと結論の方向性を記載してございます。

前回2月14日の部会で、変更事項について最後まで審議できておりますので、部会長の判断をいただきつつ、答申案としては、課題部分も含めて文章化できている状態となっております。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございました。それでは、承認の適否のところは最後に戻ってま

いますので、1 ページ目の「(2) 理由等」というところから順に御確認をいただきたいと思います。

まず、ア「行政記録情報等の活用による調査の効率化」というところについてでございます。ここでは2つの変更事項がございましたけれども、1つ目は、(ア)の「水稻の作付面積に係る調査の効率化」でございます。変更内容は、aの部分でございますけれども、水稻の作付面積について、行政記録情報等の活用により、従前と同様の公表を維持しつつ、実測調査による情報収集を取りやめるというものでございます。

変更の背景は、bの部分になりまして、マンパワーの制約がある中で、以前から行政記録情報を調査の集計・公表の時の検証資料として使ってきたということにございます。この変更についての部会の判断が、cでございます。

まず、①として、事務負担の軽減に資するということ、それから、②の調査結果との整合率を見たところ、安定的に98%程度が維持されていて、100%に足りない部分の補完作業も適切に行われると見込まれること、それから、③でございますけれども、これまでと同様の公表が継続されるということから、おおむね適当というふうにしております。

ただし、2 ページ目のdの部分でございますけれども、行政記録情報は、統計での利活用に関係なく、政策上の必要性で収集する内容が変わり得るものであるということから、今後、行政記録情報の内容に変更が生じた場合でも、公表が継続できるように、その対応方針を検討する必要があるということで、「今後の課題」を付けてはどうかという方向になっております。これは、統計委員会の部会の報告の際に椿委員長からも改めて御発言がございました。

以上が変更の中身ですけれども、この項目につきましては、課題がございまして、11 ページ目を御覧いただきたいと思います。この「今後の課題」の(1)になりますが、2 段落目の「しかし」のところにありますように、「内容変更が生じたときにも、公表が継続できるよう留意する」とした上で、「また」の段落で、農林水産省が以前から研究を続けていらっしゃる衛星画像の活用などについても付言をしております。

以上、水稻の作付面積についてでございますけれども、この部分の変更内容についての記載や、「今後の課題」について御意見や御質問がありましたら、コメントを頂きたいと思います。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 小針です。1 ページのbの2 行目です。「ある一方で、」とありますが、それぞれ1 文が長過ぎるし、「ある」で1 回切った上で、それぞれどういう状況なのかというふうに書いた方がいいかなと、これは中身というより文字の話です。

あと、同じように言葉の話なのですけれども、cの①で、「行政記録情報等の活用により、本調査に係る事務負担の軽減」とあるのですけれど、これは実測調査を取りやめるという計画なので、事務負担ではないのではないかなと思うので、「事務」という言葉は、負担軽減などにした方が、実際の内容をきちんと反映しているかなと思いました。

あと、もうこれは書きようがないのかもしれないのですけれど、今後の課題のところで、「留意する必要がある」の部分で、これを掲げることがあるので、同じことを後ろの方に

書いてあるという理解でいいのですよね。具体的にそちらでということではなくて、どちらも、ここで留意するということを今後の課題のところにもきちんと記載するという、そういう流れの理解でいいのですよねという確認です。後ろの今後の課題のところには少し具体的に記載するようなところもあったりするので、そういう整理であればそれでよいかなと思います。

以上です。

○**樫部会長** ここはそういう理解で結構かと思います。

○**小針専門委員** はい。

○**樫部会長** では、この文章のところについては、また、事務局と後ほど相談して決めたいと思います。

どうぞ。

○**森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** すみません、事務局でございます。

1点確認なのですが、2つ目の事務負担というところが少し違和感があるということだったのですが、実測調査ということで、現場に出向く作業のことを言っているのに事務負担と言ってしまうと、少しずれがあるのではないかということによってよろしかったですか。

○**小針専門委員** そうですね。つまり、この作物調査って、負担軽減という意味では、人が減る中でのそういった具体的に計るための現場での負担軽減というものと、それとは別に、事務的にやることとしての負担を軽減しなければいけないところと、それでもよりやらなければいけないところみたいなのが、これから先出てくるものにもなると思うので、何のためにどういうことをするのかということは正しく記述した方がいいかなというふうに思います。

○**森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 分かりました。ありがとうございます。

○**樫部会長** ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** 取りまとめをありがとうございます。

私も、今後の課題の（1）で、第2パラグラフの「しかし」以降が気になります。答申案の中身で、水稻にしてもさとうきびにしても従前と同じものを公表できるので適当と言っていますが、「しかし」の後で、行政記録情報等の内容というのは施策とか現状に鑑みて、統計の変化よりも短いスパンで変化する可能性もあると書かれています。第1パラグラフで、適当だとする理由が従前と同じものが公表できるからならば、「留意」ではなくて、第3パラグラフと同じように「必要」とした方がいいのではないかと思います。

以上です。

○**樫部会長** これは、「留意」を取った方がいいということですか。

○**小西臨時委員** はい。付けることで何が変わるのか分からないので、「必要」ではないかなと思います。でも、お任せします。第3パラグラフの「必要」と違う意図があるのであればそれがわかるようにお願いします。

○**樫部会長** では、事務局とこの修文についても相談したいと思います。

ほかに、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○**小針専門委員** すみません。

○**樫部会長** 小針専門委員、どうぞ。

○**小針専門委員** 入れられるかどうかということは、また別途調整ではあると思うのですが、ここって、統計を利用する政策部局と統計部局との間で調整をきちんとしておかなければいけないということは、まず必須なことなので、その辺りを、もし書き込めるのだったら書き込むべきという気はします。ただ、今の「留意する」というのが要るか要らないという話もそうなのですけれど、きちんと必要だよねということで、ここに入れるべきことってそういうことなのかなという気はするので、どういうふうにするかはお任せします。すみません、先ほど分かりましたと言いつつも、何となく、もやっとしてしまうので、少しそこは必須のところかと思うので、御検討いただければと思います。

○**樫部会長** では、事務局、どうぞ。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** すみません、事務局でございます。

今の御意見は、11ページの2の（1）の1パラグラフ目、または2パラグラフ目のところについて、この統計を作るサイドと実際に統計を利活用する政策部門のサイドとで、行政記録情報をしっかりこれから先も続けていくときに、お互いに情報共有が非常に大事ですよという、そういった趣旨のことをもっとしっかり書いた方がいいのではないかなというような御趣旨でよかったでしょうか。

○**小針専門委員** はい、そういうことです。ここは、統計の利用部局なのか行政記録情報を保有する部局なのか、場合によっては、両者が重なる場合もあると思うのですが、そこをどういう書きぶりにするのか。多分今回で行政記録情報をしっかり使っていくという形になると、この統計を作る、使うということで、関係する農林水産省内の組織で、より連携はきちんとしていかなければいけないということになると思うので、そのところは記述すべきだし、これは恐らく、今後、この調査を継続する上で、そこが一つとても重要な論点になると思うので、その意味では入れた方がいいような気がします。今おっしゃっていただいたとおり、質問の趣旨としてはそういうことだと思っています。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 分かりました。ありがとうございます。

○**樫部会長** ほかに、御意見、コメントのある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、3点です。文章上の問題と、それから最初の理由等のところが2点。それから、この課題のところの「留意する」というところについての書きぶりについて少し再検討というコメントを頂きました。そこは事務局と相談して、どうするか決めたいと思います。そのほかのところは御了承いただいたということで、次のところに進みたいと思います。

今のところが水稻の話で、次は2ページ目の下の真ん中、次の（イ）、「さとうきびに係る調査の効率化」というところですが、変更内容は、さとうきびの調査について、

調査対象地域の一つである鹿児島県のうち、屋久島以外の島しょ部については、鹿児島県庁が公表している情報を活用するということで、作物統計調査の報告者数を減らした上で、これまで同様の公表を維持するというものであります。

これについても、水稻と同様の3つの理由から、適当としておりますけれども、この部分についていかがでしょうか。御意見、コメントがあれば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、この部分については、特段御異論がないということで御了承いただいたと整理をさせていただきたいと思います。

次は、イの「水稻以外の作物に係る調査の変更」というところでございます。このうちの（ア）の作付面積調査を農林業経営体に対しても実施することにより複数の変更が予定されておりますので、A・B・Cの3つに分けて書いてございます。

まず、2ページ目の一番下の方にありますAの「作付面積調査の調査対象の変更」というところであります。aとbという部分がありまして、これまで関係団体のみを対象に作付面積調査が行われていた背景、それから、それでは情報が足りずに、本来、補完作業として位置付けられていた巡回などが相当な規模で行われているという現状。それから、それを踏まえて、経営体に対しても作付面積調査を行うという変更の内容を書いた上で、3ページ目のcの部分で、今回の変更内容について、1つ目は、団体への調査だけでは、情報量が不足しているという現状に対応するものであるということ。それから2つ目は、経営体から得られる作付面積情報も活用することで、巡回等の補完作業を大幅に縮小することが期待できるということから、適当としております。

以上がこの部分ですけれども、この部分について、御意見、コメントがあれば、お願いをしたいと思います。小西臨時委員どうぞ。

○小西臨時委員 取りまとめをありがとうございます。当初は理解するのが難しかったのですが、とてもよく整理していただき、分かりやすい言葉になっていると思います。

少しだけ気になったのが、3ページのc②の「情報の活用を多元化する」という言葉です。日常会話であまり使わないと思いますし、何を多元化するのか分かりづらいかなというふうに思いました。何かシンプルに、平易な言葉で書くことも、考慮していただけたらいいかなと思います。

以上です。

○樫部会長 この部分については、今まで、経営体から回答される作付面積のデータについて、収穫量を計算するデータとしてしか使ってなかったものを、新たに、作付面積自体を計算するデータとしても使うということを踏まえて、多元化という言葉を使っているのですが、少し分かりにくいでしょうかね。

○小西臨時委員 改めて御説明を受けると、やっと分かると思うのですが。

○樫部会長 では、誤解を招くので、なくても済むのであれば、この「多元化」という言葉を取る方向で事務局と相談させていただきたいと思います。

○小西臨時委員 はい、細かいことを言ってすみません。よろしくお願いします。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、今、小西臨時委員がおっしゃった多元化

というのは、少しほかのものに使えるような、そういうニュアンスなので、再検討ということで、ここの御意見が出ましたけれど、ほかはよろしいでしょうか。

それでは、この文言を除いて、ほかは御了承いただいたということで次に進みたいと思います。

それでは、次は4ページ目です。Bの「経営体に係る標本設計の変更」というところがございます。変更の内容は、作付面積調査の調査対象に経営体を加え、経営体から得られる面積情報を作付面積の集計にも利用できるようにするため、経営体の標本設計を見直すというもので、aの説明と図表4で変更前後の比較をしております。

この変更につきましては、bの部分で、まず経営体の規模に着目しない現在の方法よりも、実態を反映した集計が期待できるということ。それからもう一つは、大規模の経営体については全数調査、中規模又は小規模の経営体としては標本調査としつつ、小規模の経営体については、全国調査の実施年だけに行うというメリハリをつけることで、負担軽減にも配慮しているということから、全体として、おおむね適当としております。

ただ、cの部分ですけれども、今回予定されている標本設計の変更は、一定の想定の下でなされておるものでありまして、この見直しによる結果の精度については、調査の実施後において検証が必要であると考えますし、利用者への情報提供を丁寧に行う必要があるということから、それについて付言した上で、12ページ目の今後の課題の（2）にも明記しております。

それから、また4ページに戻っていただいて、cの「また」の段落と図表5ですけれども、中規模と小規模の経営体の選定について、申請案では正確に書けていないという事務局からの指摘がございまして、農林水産省の方から修正するという回答がなされてましたので、これを修正意見として記載をしております。

以上が、このBの部分でございますけれども、変更内容についての記載や今後の課題の書きぶりについて、御意見、コメントがあればお願いしたいと思います。小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。部会では出てこなかった理由や根拠が出てきて、説得力があると感じました。60,000経営体が51,000経営体になる理由が分かると思いました。aの「また」の2行は、多分、事務局の皆様が、相当苦労して書かれたのではないかなと思いました。

私は、部会中に51,000経営体に減るのは何故ですかと、こだわって質問し続けてきましたが、bで書いてあることが理由だと思います。つまり、今までは無作為抽出をしてきたが、今回の変更で規模別にサンプリングすることによって、より実態も把握でき、サンプルも小さく、調査対象が51,000経営体になるということだと理解しました。そうならば、それはもう、客体の負担を減らせることになります。このような理解が正しいのであれば、はっきりとbの中で書いた方がよいと思います。その方が読みやすく、今の「また」「なお」だと、具体的には2パラグラフ目と「また」が違うことのように見えるし、むしろ、その後の「なお」とくっついてサンプル数が小さくなるようにも読み取れるので、aとbのところで、この変更によって得られることをはっきりとまとめて書いた方が、変

更の意図がよく伝わるのではないかと思います。

そして、「おおむね」の使い方も、「また」の後の「おおむね」は、恐らく小さくなるという感じで書いていて、表の下注6のところは、「おおむねの報告者数」が約という意味なのですね。なので、でも、この変更案として51,000経営体ということをきっちり書いているので、「また」の後の「おおむね」ではなくて、小さくなるのですよね。そういうところが、もう少しはっきり書くと、納得感があって、受け入れて変更することが妥当だというふうに、利用者の方も思うのではないかなというふうに思いました。

bの①とか②の理由というのは、すごく分かりやすく、今までの議論も要約して書いていただいたと思います。客体負担軽減という言葉は、このパートではあまり力強く出てきていませんが、出てきてもいいのではないかなと思います。

以上です。

○**樫部会長** このbを上の方に上げた方がいいという、そういうことでしょうか。

○**小西臨時委員** はい。今の書きぶりだと、何で51,000経営体になるのかは、上だけ読んだだけでは分からないので。

○**樫部会長** では、まず2点あって、文章の構成の問題として、このbの部分を「また」の後につなげた方がいいという話と、それから、「おおむね小さくなる」という、この表現がおかしいのではないかと。これは「おおむね」は要らないのではないかということですね。

○**小西臨時委員** そうですね。51,000経営体と書いているのに、おおむね小さくなるというのは、何がおおむねなのかなと思ってしまいますので。

○**樫部会長** 分かりました。事務局から、どうぞ。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** すみません、事務局でございます。

今の4ページのaと図表4を挟んでbのところのお話で、現状としては、aのところで、まず計画の内容を書いて、bのところで、評価というように並べてはいるつもりです。小西臨時委員のお話として、そのaとbのところで、評価のところが、もう少し分かりやすく書けるのではないかという、そういう御提案なのかなというふうに御理解をしたところではございます。

いずれにしろ、今のお話も踏まえて、aとbのところを、部会長とも相談の上で、少し文字を整えてみたいというふうには思っております。

○**小西臨時委員** はい。aが計画でbが評価というのも、私ですら、少し今混同してしまいました。基本的には、分かりやすければいいと思います。その上で、変更の内容について、何を目的とした変更なのかというのがしっかり入っていると、表の下文を読んだときに、なるほどと対応すると思います。また客体負担を減らすことができるという情報も、今までより、よくなる方向の変更の内容ですという意味で、今回の変更の結果ですと書くと分かりやすいと思います。この点は、部会の議論の中で、これも言えるとわかった部分なので、答申案に含まれるといいなと思います。

○**樫部会長** 小針専門委員、どうぞ。

○**小針専門委員** 小針です。今の小西臨時委員のおっしゃったことと共通するのですけれ

ども、一つ少し分かりにくいのが、収穫量調査を、作付面積調査と収穫量調査と組み合わせたことで報告者数が減ることなのか。つまり、何が言いたいかというと、調査を変更する結果なのかどうか少しよく分からないところがあって、そのとり方が違うので評価の報告者数が変わるということが厳然たる事実なのであれば、なので、「また」のところですね。報告者数は収穫量調査のみが対象になっている現状よりもおおむね小さくなることが想定されているという、収穫量調査のみが対象になっているということが必要なのかなということが少し思うということが一つです。

少し今後のことを考えたときには、この報告者数の問題というのは、今と同じ母集団を対象にして、60,000経営体から51,000経営体に減るからというところで、対象者が減ることなのかなとは思うのですが、今、そもそもの経営体数自体が大きく変わっているというところもあって、報告者数の増減というものをどういうふうに見るかということも少し難しいところがある気はするので、その辺り、どういう表現ぶりがいいのかというのは少し思ったという感じです。何かそこが、結果的には新しい方法の方が、それ以外の工夫もされているので、より精度が高いということが期待されるということがきちんと見ればいいかなと思うので、少しそこがはっきりと見えるような書きぶりになればいいのかなと思います。

以上です。

○**樫部会長** すみません、今の小針専門委員のお話は、これはサンプリングの方法を、ランダムサンプリングから階層別にしたことだけではなくて、母集団の数が減っているということが、このサンプル数の減少にもつながるのではないかと、そういう御趣旨ですか。

○**小針専門委員** 今後、そういうことも出てくるかなというふうに思うので、この形になると、これはサンプルの形というか、収穫量調査と作付面積調査を一体的に実施する形に変えたから減るわけではないのですよね。これまでどおり、収穫量調査だけのままでも、設計を変えれば報告者数が減るのですよね。

○**樫部会長** では、事務局からよろしいですか。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** すみません。今お話は4ページ、aの3段目のパラグラフ、「また」の部分に関連しまして、今の報告者数が、この変更で変わるのか変わらないのかという御質問だったかと思うのですが……。

○**小針専門委員** なので、これって収穫量調査のみだったものが、作付面積調査と収穫量調査、両方やる。例えば収穫量調査をやるにも、階層別に見ましようみたいなことが出てきたときに、やり方変えましようってなったら、同じように変わるのですよね。報告者数とかって。

○**樫部会長** ここは、標本抽出の問題をランダムサンプリングから階層別にした効果だけを言っているわけですよね。だから、作付面積も収穫量も関係ないのではないかと。

○**小針専門委員** そうすると、上の「また」のところに、収穫量調査のみ対象になっている現状よりも小さくなると書くと、誤解が生じませんか。

○**樫部会長** 要するに、これは「収穫量調査のみが」というところが要らないということ

ですよね。「現状よりも減る」と書けばいいということですか。

○小針専門委員 そうなのです。だから、ここで言いたいことは、規模別で階層を分けることによって報告者数は減ってしまうということですよ。事実としては。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 そのとおりです。

○小針専門委員 それはそれで事実なのできちんと書いた上で、ただ、規模階層別にしているとか、大規模なところは、全数のところだというふうだと、流れはきれいに見えるかなというふうに思います。

○樫部会長 分かりました。おっしゃっていることは分かりましたので、それでは、ここはまた事務局と相談して修文をさせたいと思います。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 私も同じ意見です。第2パラグラフと「また」がくっついていると思います。ですので、はっきりと変更前、変更後に起こることを「これにより」のような表現で書いていただくと読みやすいのではないかと思います。

以上です。

○樫部会長 分かりました。それでは、お2人の御意見を踏まえて、少し事務局と表現ぶりについては相談をさせていただきたいと思います。

では、ほかに御意見、コメントのある方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

それでは、今の小西臨時委員と小針専門委員の御指摘を踏まえて、答申案をどう修正するか、少し事務局と相談させていただきたいと思います。これ以外の部分は、特に御意見はなかったということで、先に進めさせていただきたいと思います。

それでは、次のCの調査票の再編の話ですけれども、「調査票の構成を再編するとともに、一部の調査票について調査事項を追加する」というところで、5ページ目ですけれども、変更内容は、作付面積調査の調査対象に経営体を追加するということに伴いまして、図表6です。こちらに概要が書いてあり、それから、別添の「調査票の変更予定」で、詳細が書いてございますけれども、これによって、本調査で用いる調査票について、令和7年産、令和8年産の2段階の変更を経て、25種類に再編するというものでございます。

これに伴って、一部の調査票については、面積に関する調査事項も追加されるという計画ですけれども、これまで用いられてきた経営体に対する収穫量調査の調査票において、既にその作付面積が調査事項として設けられているものも少なくございません。

したがって、今回予定されている調査票の見直しでは、別添のとおり、多くの調査票で様式番号や表題の変更が生じるものの、調査票の新設または面積に関わる調査事項の追加自体は、図表7に掲げる範囲に限られているということでございます。

これについては、bに記載しておりますように、経営体を作付面積調査の調査対象に加えるということに伴う再編であり、調査票の新設及び調査事項の追加も必要最小限のものであるということから、適当としております。

以上、この部分についての御説明でございますけれども、御意見、コメントがあれば、お願いをしたいと思います。小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 何度もすみません。別添についてですが、最後の表に、薄いグレーの網

かけがありますが、どんな意味があるのでしょうか。文句を言っているわけではなくて、網かけに意味があるなら、網かけに意味があることを何か下にした方が分かりやすいかなと思います。薄網かけは何、のように。同じブルーの字でも、薄網かけになっているところとなっていないところがあるので、そういうのが分かるといいかなと思ったのと、あと、黒でベタ塗りしているところは、何か見せてはいけないところを塗りつぶしたように見えてしまうのですが、多分「ない」という意味だと思いますので、スラッシュやダッシュなどの方がいいのかなと思いました。

以上です。

○**樫部会長** 事務局どうぞ。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** すみません、事務局でございます。

この別添の資料ですね。まず、黒塗りのところは、おっしゃるとおり、これは表現するものがないので、意味としてはスラッシュと同じ意味でございます。そして、薄いグレーのところですね。一応このところに、例えばですけれども、この現行の様式番号2号の「作付面積調査票（団体用）」が、令和7年になるとこうなりますというところの説明文だけになってしまっているところ。ここについては、薄いグレーになっているということなのです。

○**小西臨時委員** 難しいですね、最初、削除ということだけかと思ったら、そういうわけでもないから、何かなと思いました。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** そうですね、何かしらの説明書きを、このところでは無いといけなかなと。そういう意味もあって、グレーにしていたということになります。

○**小西臨時委員** なるほど。ここは説明だとわかるようにしていただければと思います。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 分かりました。

○**樫部会長** では、ここも事務局と相談して、もう少し改善を考えたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。それでは、別添を誤解を与えないような形に直すということで、ほかに御意見、コメントはありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、この表の修正のほかは特に御異論がなかったということで御了承いただいたということで、表については、また相談して、どのようにするか皆様にお示ししたいと思います。

以上、作付面積に経営体を加えることに関連する話でございました。

次に（イ）、調査系統及び調査方法の変更についてでございます。変更の内容は、地方農政局等を経由する郵送・オンライン調査で実施されている調査について、団体と中規模、小規模の経営体については、民間委託の郵送・オンライン調査とする。一方で、大規模な経営体については、地方農政局等の職員又は統計調査員による調査を導入するというものでございます。

これについては、その下にありますbのところですが、まず、①が地方農政局におけるマンパワーの制約があること。それから②が、民間委託導入後の役割分担などが明

確に区分されていて、適切な対応が予定されているということ。それから③として、一連の変更で巡回などに要する労力が軽減される分、大規模階層等の経営体に対して、職員又は調査員調査のマnpワ-を振り向けられるといったことから、適当としております。

以上、調査系統の変更の部分について、御意見やコメントがあればお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

小針専門委員、お願いします。

○小針専門委員 細かい、中身というより文言の話なのですが、図表8の現行の地方農政局と書かれています、地方農政局だけなのですか。これは沖縄は入らないのでしょうか。右の方で「地方農政局等の職員」と書いてあって、こちらは「地方農政局」になっているので、これでいいのかという意見です。

○樫部会長 「等」が落ちているということですので、ここは「等」を入れることで修正をしたいと思います。ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、今この「等」が落ちているところを修正するというので、ほかには御異論はなかったと整理をさせていただきたいと思います。

次に、同じページの下の方にあります（ウ）の「全国調査の実施周期の変更」というところでございます。変更の内容は、一部の作物を除いて、3年又は6年ごとに行われている全国調査を、図表9のとおり、5年周期に統一すると。それから、変更後における全国調査の開始年について、令和7年産とする作物とそれから令和8年産とする作物の2つのグループにするという内容でございます。

これについては、8ページ目のcの部分ですけれども、利活用に配慮したものであって、影響は小さいというふうに見込まれること。それから、業務負担を分散しようとするものであるということから、5年周期に変更するという。それから、5年周期の全国調査を2つのグループに分けて、時期をずらして実施すること。この2点については、おおむね適当としております。

ただし、一番下のパラグラフですけれども、dのところ、全国調査の開始年を、令和7年産又は令和8年産とすることについては、部会でも御意見がございました。計画の立案過程で政策部局と調整を経たものということで、令和7年産、令和8年産という現状の計画はやむを得ないと判断するものでありますけれども、令和8年産の調査で、最新の母集団情報が使える一方で、令和7年産の調査ではそれができないということにより、様々な支障が生じる懸念があるということから、今後の課題としてはどうかと考えております。

それが、12ページ目の今後の課題の（3）という部分であります。重要なポイントは、全国調査の際に、最新の農林業センサスの情報が利用できる作物のグループと、その一つ前の農林業センサスによる情報を利用せざるを得ないという作物のグループの2つに分かれてしまって、その関係が将来にわたって、固定されてしまうので、変更後の調査結果について、母集団情報の相違による影響を検証するとともに、いずれのグループについても、可能な限り最新の母集団情報が使えるように、全国調査の実施年の調整を検討することが必要であるということ課題を掲げております。

全国調査の周期変更については、答申案としては、今、御説明したとおりでありますけ

れども、この課題を設けるに至った事実関係や問題意識の共有という観点で、答申案に付属する資料ではありませんけれども、事務局が補足の資料を作ってくれていますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。この事務局の補足資料について説明します。

この資料、経営体を対象にする調査の各年の実施の範囲と、調査それぞれの母集団情報を整理していた審査メモの別添 8 の資料に、主産県調査年に調査を行わない部分の取扱いを追記するとともに、母集団情報に関する問題意識を付記したという資料でございます。

この補足資料をお配りした趣旨としましては、全国調査を行う際の母集団情報の適切な利用を、今後の課題として記載していただくに当たっての背景事情について具体的なイメージを持っていただきたかったということで、この資料自体は答申案に添付するものではなくて、本日の部会限りという資料と考えてございます。この作物統計調査では、経営体に対する調査とは別に、関係団体の全数調査も行っていますが、それはこの資料では割愛をしているということでございます。

では、少しその中身を説明いたします。図に基づいて、今後想定される状況を改めてお話ししますと、まず、時間軸です。令和 7 年から令和 15 年まで、一番上のところに引いておりますけれども、クリーム色の部分が職員又は調査員調査、青色の部分が郵送・オンライン調査により、実際に調査が行われる部分になります。つまり、赤枠の全国調査の年にあります、全てのカテゴリーについて調査は行われるのですが、主産県調査のときには、主産県の大規模と中規模の経営体についてだけ調査が行われます。

では、そのとき、主産県の小規模経営体とか非主産県の経営体の部分について、どのように取り扱うかと。それを薄緑の網かけのところで示してございます。端的に申し上げますと、直近の全国調査の結果を延長推計することなのではございますけれども、問題は全国調査のときに、どの時点の母集団情報を使うかということでございます。

下半分の B グループの方を少し見ていただきますと、2025 年センサスの翌年に全国調査を行いますので、言わば最新の母集団情報を用いて全国調査を行いまして、次の全国調査の前年まで、その結果を伸ばしていくことになります。ですから、名簿更新から最も遠くなる令和 12 年の調査のときで、5 年前の母集団情報に基づく推計ということになります。

一方で、A グループの方に目を移していただきますと、今年、全国調査を行いますので、今まさに実施中の 2025 年センサスから作る母集団情報は使えません。そのため、前回の 2020 年センサスを母集団情報として使わざるを得ないと。つまり、全国調査の段階で既に 5 年前のデータになっています。そして、その後の主産県調査は、この全国調査の結果を延ばしますので、次回、全国調査の前年でやる令和 11 年に当たっては、実質的に 9 年前の母集団情報に基づく推計ということになります。そして、今回の変更で全国調査の集計を 5 年にすることで、この A グループの状況が、将来にわたって固定化されてくるということでございます。

この状況に対して、統計技術的観点から見てそれでいいのだろうかというのが問題意識

の元になってございます。この意識を更に具体化したのが、この図表の下の方にまとめた母集団情報に関する問題意識の部分になってございます。記載のとおりではあるのですけれども、まず古い母集団名簿を使って全国調査の経営体を抽出した場合、標本選定上、2つのことが言えると思います。

1つ目は、既に離農した人を選定してしまうかもしれないと。そして、2つ目は、新規就農者を拾えないと。離農については、要するに外れの可能性が高くなるということなのですけれども、もう農業をしておられない方なので、督促で対応できるとか、そういうものでもなくて、単純に回収数が減ってくるということになります。また、名簿が古いので、センサス実施後における新規就農者について、よほど大きな経営体でなければ名簿に追加できないのではないかと思いますので、長期にわたって調査対象にできないという可能性も考えられます。これらから、結果として、古い母集団情報を使った全国調査については、実態を反映した結果が得られにくくなるのではないかとということが懸念の一つです。

さらに、先ほども申し上げたとおり、主産県調査時に調査をしない部分、つまり上の図の薄緑の網かけの部分なのですけれども、仮に全国調査の結果がよくないものだとすると、これを延長することで、年々、実態とのかい離が大きくなっていくのではないかと。逆に言えば、かい離を抑制するために余計な手間が増えるのではないかと、そういうような懸念もございます。

だからこそ、ベンチマークとなる全国調査を、古いと分かっている母集団情報を使うのではなくて、できるだけ新しい情報で調査する必要があるのではないかと。そして、令和7年調査、令和8年調査はやむを得ないとしても、将来における全国調査の実施時期については再考の余地があるのではないかと。そういうことで、今後の課題が付けられていると、そういう次第でございます。

長くなりました。事務局からの説明は以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、この部分について、答申案や今後の課題について、御意見、コメントのある方、お願いいたします。

宇南山臨時委員、お願いいたします。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。宇南山です。

この点について、今後の課題に掲げていただきまして、ありがとうございます。また、御説明もありがとうございます。

この答申の書き方についてなのですが、「ただし」のところから、「令和7年産又は8年産とすることについては」というのが8ページ目のところに書かれていますが、こここのところの、調整を経たものであるから、やむを得ないと判断するというのは、当然、いいと思うのですが、答申を読んでいると、課題が書かれる前にやむを得ないという判断が出ているのが、少し急な感じがします。令和7年産、令和8年産にすることについて、令和8年の調査では、最新の農林業センサスによる母集団情報が使える一方で、令和7年産の調査ではそれができないということを先に書いていただいて、その後に9ページ目の冒頭にある「支障が生じる懸念がある」までを書いていただき、「この件については、この申請の立案過程において調整を経たものであるからやむを得ないと判断する」とし、今後の課

題を掲げるという形の方が良いと思います。やむを得ないと判断する前に、なぜいけないのかを説明することで理解が進むのではないかと思います。

文案についてはお任せしますが、順番としてはその方がよろしいのではないかと思います。

以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。小針専門委員、どうぞ。

○**小針専門委員** 先ほどの行政記録情報等の利活用のところと同じなのですが、この部分に関する調整をするには、それこそ利活用している担当部局との調整ということが重要になるかと思います。

まず、ここの話に限定すると、そういうことになると思っていて、プラス、この調査全体で見たときに、今後、より統計として本当に必要なこと、利活用のために必要なこと、両方を見ながら、この調査は続けていかなければいけないと思うのですが、より現実的に、より確からしい数字をとっていくためには、もしかしたら、今後は、とる項目であるとか、そういうことも含めて調整をしていかないと、なかなか継続をすることの難しさというのはより増していくだろうと思うので、繰り返しになりますが、担当部局との連携みたいなことは入れた方がいいのではないかと思います。

以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** ありがとうございます。変更の内容をaで述べ、理由をbで示し、cで判断をされるとのことですが、dに「ただし」があるから、少し複雑になっていると思います。宇南山臨時委員も指摘されましたが、少し理解がしにくい構造になっていると思います。dがcの直下にあり、しかも今後の課題もあります。皆さんが作ってくださった別紙の資料を読む限りは、オレンジ色の下の部分は本当に大事だと思っていて、全国調査の名簿が新しくないと、全国調査をやったとしても、現実と調査にどんどんかい離が増えていくことを示してくださっています。本来ならば、現実には農業に携わっている方を取りこぼしかねないということに関して、今回の変更は、この問題をずっと持ち続けることになることを示唆しています。

この状態で、cを読んで、おおむね適当でよいのかというのが疑問です。調査の作業に関しては、分散されるのでおおむね適当だけれど、調査全体の質を見た場合、作業を分散する目的の下に、分散できるから適当という話と、これによって調査の精度とか従前調査の維持という点での、おおむね適当という、両方について読めてしまいます。私が全体について説明を受ける限りは、やむを得ない方が近い感じがしていて、やむを得ないからこそ、dや今後の課題で結構強めに指摘しているのではと思います。

ですので、調査の分散の観点においては、おおむね適当なのだけれど、dは内容を心配したことを書いていて、今後の課題も内容を心配しているので、調査の精度等が伝わるように、はっきり書くか、事務局補足資料を足してほしいぐらいだと、私は思います。その方が、理解していただくためには、この事務局の補足資料で、この変更で何が起こるのか分かるし、例えば使う人も、自分が今から使おうと思っているものが、どういう名簿か

らとられたもので、サンプリングされた調査なのだということが分かります。今の書き方ですと、cとdの間にギャップがあり、正確に伝わりにくいというふうに思います。業務負担を分散しようとするものであるという観点においては、おおむね適当だけれど、では、何についてはおおむね適当ではないのですかって、お聞きしたくなるところをぐっと押さえて、後ろで「ただし」がすぐ来て、問題提起を書いて、今後の課題に引っ張られていってしまうので、宇南山臨時委員がおっしゃったことと近いですが、この書き方は相談していただいて、工夫していただけるといいかなと思いました。

以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。dのところの書き方は、少し順番を事務局と考えたいと思いますし、それから、小針専門委員がおっしゃっているように、これは統計としてベストであっても利用者が使えないというのでは困りますから、ここは利用者との調整も必要だということです。これが統計としてはベストではないかもしれないけれど、仕方がないという可能性もあるので、そこは統計としてベストはこうですということを言って、それを踏まえて、改めて将来的にもう少し関係者と相談して何とかできないかという、そういうことを課題として掲げていると御理解いただきたいと思うのです。けれど、そこは少し伝わらないという小針専門委員の御指摘もありましたので、その辺も踏まえて、事務局と文案は調整をしたいと思いますが、小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** すみません、dだけではなくてcも私は見直してほしいと思っているので、多分cとdは一緒に見直していただいた方がいいと思うので、書きぶりを変えるときは、それでよろしくをお願いします。

○**樫部会長** すみません、cのところはという、これは、5年周期に統一するというのと、それからグループを2つに分けることだけを行っているので、令和7年産、令和8年産の時期の話は、またdのところで議論しているのです。この部分については、何か問題があるというふうには思えないので、おおむね適当でよろしいのではないかと思います。事務局、どうぞ。

○**森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** すみません、事務局です。

今のところ、議論を聞いていまして、そこの「おおむね適当」というところが、やむを得ないという、その評価の仕方もあるのではないかと御提案だと思います。適当となると、完全適当で、何も問題ないという話になるのですけれど、少し課題があるものから、おおむね適当としているところも実はあるのです。

ただ、小西臨時委員のおっしゃるとおり、やむを得ないという選択肢もあるのかなというのは今少し思っておりますので、再整理させていただければと思っています。

○**樫部会長** 小針専門委員、手が挙がっているのです。小針専門委員、何か御意見あれば、どうぞ。

○**小針専門委員** すみません。今のところに関連していいですか。

○**樫部会長** どうぞ。

○**小針専門委員** 今のこのc、多分、小西臨時委員がcとdという話をされている話というのは、それで今も部会長の説明とも整理すると、このcのところというのは、6年周

期が5年周期になるというのとグループが2つに分かれると。これは多分、今もそうなのかもしれないのですが、グループが2つに分かれる結果、そのセンサスの実施年との兼ね合いが最悪の時期に当たってしまっているみたいな感じなのですよ。きっと。そのタイミングが一番良くないというところにぶつかってしまうので問題なのですよ。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 はい、そのとおりです。

○小針専門委員 そういいますよね。はい、了解です。

ただ、そのところが、例えば、今それも含めて修正をいただくということで、先ほど小西臨時委員がおっしゃっていた、別添資料はすごくよく分かりやすいよねというか、この課題をきちんと説明するには、これは分かりやすいというのはある一方で、分かりやすさで言うと、これで多分いいのだと思うのですが、多分、少しここは農林水産省に確認をしたいのですが、ここって、延長していく間というのは、農業構造統計調査とかも使った修正とかもされてはいると思うので、厳然にきちんと書くとなると、そういうことの説明が必要になるかなという気がするし、本当にセンサスというところの課題であれば、このとおりの形になるのかなというような気がするのですが、何か少し、そこをどこまで課題をしっかりと見せるのかにするのかということは、公表資料になると慎重性が必要ですし、私もここはきちんとそろえて、課題はしっかりと見えた方がいいとは思いますが、今きちんと、もう時期がずれたところで工夫をされていることに関して、それはそれで記述をしてないと、何かこのずれをそのまま調査しているのかみたいな感じに見えてしまうと、少しそれもまた誤解かなという気がするのですが、どれぐらいの形の見せ方にするのかというのは工夫が必要かなと思いました。

すみません。何か言っていることが繰り返になりますが、以上です。

○樫部会長 すみません、これは私の個人的な感想ですが、これは、別途部会の資料として、きちんとウェブにも残りますので、答申を読んでいただいて、ここの詳細を後から検討したい人は、部会の資料を見ていただければよい話だと思うのです。答申にこれほど詳しい資料が載るということはあまりないかと思しますので、答申に盛り込むというほどではないのではないかなというふうに私は思うのですが、小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 はい。cについては、皆様の御議論を聞いて、cの変更に関しては、おおむね適当だという点について理解しました。

一方で、「ただし」ですが、cとdは同じ粒度なのか、包含されるのか、形はお任せしますが、このcをした時点で現状起き得る問題というのがdの「ただし」以降だと思います。この問題が、令和7年、令和8年だけで終わるのか、未来永劫続くのか、また同じことが起きるかということはあるのかなのか。未来もこういうことがタイミングによっては起き得るなら、それもdの中に書いたらいいと思いますし、それを書くことが、表と同じになると理解しました。

ですので、dみたいなことが起きつつも、おおむね適当だという判断をしたことについて、dの変更についての評価があった方が、読み手としては分かりやすいのではと思います。やはりdはcがあるからこそ起きることで、でも、dを踏まえても、今、小針専門委員がおっしゃったみたいに、逐次ほかの農業構造統計調査とかを用いて名簿はブラッシ

アップデートする、アップデートするから、足元をきちんときれいにした状態で全国調査をしていくことを書き、将来についても起きうることを書き、dのようなことがありつつも、おおむね適当と判断するとしっかり書くと分かりやすいかなと思いました。

資料は、部会長がおっしゃったみたいに、これは答申案で出してくださいというわけではなくて、部会の資料としてのものならば、それでいいと思いますし、部会でこういうことまできちんと整理して議論しましたということを、紙に書かなくても報告とかの中で言っていたらいいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○**樫部会長** 小針専門委員、どうぞ。

○**小針専門委員** すみません、今の小西臨時委員の御意見で、私もすごくすっきりしまして、今の小西臨時委員の御意見を反映いただけるといいかなと思いました。

何を言いたいかというと、この形で起き得るのだけれども、今は調整をしている。少しここは後で農林水産省にそういう理解でいいかというところは確認をしたいのですが、確かに母集団で初めに使うところとのずれはあるのだけれども、そこからフォローはする部分があるので、このずれがそのまま反映されるものではないということが言えるのであれば、そのことは含めた上で、現時点ではおおむね適当であって、ただ、今回の変更はそれだけれど、その次のセンサスの部分というのは合わせるということはしなければいけないよねというまとめになると腑に落ちるなと思います。

すみません、私もそうですという意見です。

○**樫部会長** 農林水産省、どうぞ。

○**椎野農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐（企画班担当）** 農林水産省の椎野です。いろいろ議論いただき、ありがとうございます。

私たち農林水産省調査実施側としましては、この件については、これまでの部会でも説明してきたとおり、センサスからセンサス間のところ、最大限の補正はしていきます。最大限の補正をした上で、当然いろいろな検証もしてまいりますし、また、現状では、これも前回の部会でもお話ししましたが、センサスで一番変更があるのは経営体数だと思っております。推計に当たっては、経営体数の方は用いませので、調査結果の方も問題ないものが出せると思っております。

ただ、やはり最初の取組なので、令和7年、令和8年については、十分な検証が必要だと思います。また、その結果によって、我々が出す答えとしては、一つには、もうその影響はないという答えがあるのかもしれませんが、ただ一方で、統計調査としての技術的な課題があるということは我々も当然認識しております。ここの部分についても、前回の部会でもお話しさせていただきましたけれども、調査実施者側の思いだけで、技術的な課題のところを是正したいという思いだけでなく、要は利活用部局、一番のユーザーであるそのところの、いつ必要なのかというところが非常に重要になってくると思います。そこの調整も必要になってきますので、また、我々今後、当然、調査の結果自体の検証も行いますし、また、その時期についていつがいいのか、調整が可能なのかというところもしっかりやって答えを出していくという考えではございますので、そのようなところ

で課題の方には対応してまいりたいと思っております。

○**樫部会長** ありがとうございます。

それでは、いろいろ議論が出たのですけれども、まず、このcの部分は、もう一度、事務局で引き取って、このcとdの部分について、私と事務局で、書きぶりについて少し相談をして進めたいと思います。

それでは、ほかに御意見、御質問のある方はいらっしゃいますか。

では、よろしければ、この部分ですけれど、cとdの部分については、書きぶりを事務局と私で相談するという事で引き取らせていただきたいと思います。それ以外の部分については、皆様御了承いただいたということで、先に進みたいと思います。

次は、9ページ目の(エ)の「一部作物の調査時期の変更」というところでございますが、変更内容は、団体に対する大豆及び果樹の作付面積調査について、収穫量調査の時期に一体的に実施し、これに合わせて、作付面積調査票と収穫量調査票を統合するというものでございます。

これについては、部会でも特に御意見はございませんでしたので、bに記載しておりますとおおり、適当としておりますが、これでいかがでしょうか。御意見、コメントのある方がいらっしゃればよろしいでしょうか。

それでは、特段の御異論がないということで、御了承いただいたと整理をさせていただきます。

続きまして、その一番下のところにあります(オ)の「一部作物の公表時期の変更」というところですが、変更の内容は、一番下にあります図表11のとおり、大豆、果樹、かんしょ、そば、さとうきびの公表時期を変更するというものでございます。これについては、次のページbのところに書いてありますとおおり、作物について、それぞれ背景や理由が違ふのですけれども、そういう理由でcの部分で書いてあるとおおり、適当という評価にしております。

この部分について、御意見、コメントのある方がいらっしゃれば、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、(オ)の部分については異論がなく、御了承いただいたということで整理をさせていただきます。

次に、10ページ目の一番下です。変更事項の最後になりますけれども、ウの「耕地面積調査に係る公表時期の変更」というところでございます。変更の内容は、次のページの図表12のとおり、耕地面積調査の詳細公表時期を変更するというものになります。

これにつきましては、bに書いてありますとおおり、果樹の作付面積調査の公表時期の繰下げが影響しているというもので、この繰下げに伴って、連動して公表時期を繰り下げるというものであること。それから、この変更による支障が見込まれないことについて、農林水産省において可能な範囲で確認をしていただいているということから、適当というふうにしております。

それでは、この部分の変更について、御意見、コメントのある方がいらっしゃれば、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、特段の御異論もないということで、このウの耕地面積調査に係る公表時期の変更については御了承いただいたというふうにさせていただきたいと思います。

以上で、理由の全体の部分、そして、今後の課題の部分について一定の確認をしていたいただいたことになりますので、冒頭の承認の適否の部分に戻っていただいて、ここの表現について検討したいと思います。

これまでの審議の内容を踏まえますと、一部、調査計画の書きぶりの修正とか今後の課題ということはありませんけれども、変更内容については承認して差し支えないといったような表現になるかと思います。それでいかがかということで、皆様御意見、コメントがあれば、お伺いをしたいと思います。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 すみません、1点確認をさせていただきたいのですが、今回で、計画を修正するところというのは、審議の過程で計画を修正するところが出たのでしょうか。

○樫部会長 部会でも説明があったかと思います。事務局、お願いします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 すみません。今の答申案でいうと、5ページ目の図表5のところでしょうか。

○小針専門委員 はい、そうですね。分かりました。記載の修正ですね。はい、了解です。すみません、ありがとうございます。

○樫部会長 よろしいですか。

○小針専門委員 単に確認です。すみません。

○樫部会長 では、ほかに御意見、コメントのある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この全体の評価について承認して差し支えないと、そういう評価にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

一通り、答申案全体を確認していただきましたけれども、全体を通じて何かコメントとか御意見がある方がいらっしゃれば、お願いいたします。二村委員、どうぞお願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。東京女子大学の二村でございます。

今回の審議の方になかなか参加できず、大変申し訳ございませんでした。いきなり答申案から参加いたしまして。

途中で言おうか言うまいか、少し迷っていたところがあるのですが、例えば、2ページのさとうきびに係る報告者数、変更後という数字がありました。それから先ほどの経営体の60,000経営体から51,000経営体でしたか、というような数字がありましたけれども、この変更後の数字というものは現段階で計算した数字だと思いますので、この変更案のところの数字を示すときには、いつ現在の数字かというようなことを少し記載された方がいかなと思った次第でございます。

全体を通じてということでございますと、やはり、どちら様でも人不足が非常に大変で、そういう中で、いかにこれまでの統計の質を落とさずに効率化を進めていくかという工夫

のなせる業だったかなというふうに拝見いたしました。大変よい結果になったのではないかなと思います。皆様の激しい議論を聞いていて、すごいなというふうに思いました。

以上でございます。

○**樫部会長** ありがとうございます。では、少しこの書き方については、事務局と相談したいと思います。

小針専門委員、どうぞ。

○**小針専門委員** 1点、すごく細かい文言で気になったのがあったのですが、場所が特定できないので、少しお待ちいただいていいですか。どこかで、何かがなされたとなっているのですが、計画でまだやってないので、「なされる」にした方がいいなと思ったのが1個あったという、今後の話なので、また後で個別に連絡します。

○**樫部会長** 分かりました。すみません、では、それは後でまた御指摘いただければと思います。ありがとうございます。

○**小針専門委員** はい、すみません。

○**樫部会長** それでは、全体について、一通り審議を終えたということで取りまとめをしたいと思います。

一部、文案の修正とか御意見を頂いておりますので、今後、私と事務局で速やかに検討いたします。また、形式的な修正を含めて、最終確認をお願いしたいと思います。

修正案の確認の状況については、メールで御連絡いたしますけれども、最終的には私にお任せをいただけたらと思います。

そして、答申案の最終的な報告は、今月開催予定の統計委員会に私から報告をさせていただきたいと思います。ということでよろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議題を終えましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

最後に、事務局から連絡をお願いいたします。

○**森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 本日も、お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございました。

今、部会長からもお話がありましたとおり、今回、本日の審議で、この答申案の書きぶりにつきましては、たくさん皆様から御意見を頂きました。一つ一つ確認していてもよろしいのですが、大体押さえているつもりでございますので、こちらの方は、事務局と部会長と相談しつつ修正し、メールで照会する形で委員の皆様には御連絡差し上げます。また御意見いただいたもので修正の必要がある場合や、形式修正も含め、文書審査を踏まえた修正を反映して確認させていただき、確定するような形で対応してまいりたいと思います。

最後に、いつものお願いではございますけれども、本日の議事録については、後日、事務局で作成次第、別途メールで御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。作物統計調査の部会としては、本日が最後という

ことになります。審議事項が非常にたくさんありまして、調査も非常にいろいろなことを調べてということで、大変な審議でございましたけれども、効率的な審議に御協力いただきまして、皆様、大変ありがとうございました。

小針専門委員におかれましては、専門的な知見を踏まえて、いろいろな貴重な御意見を頂きまして、誠にありがとうございました。御礼を申し上げます。

令和6年度も、令和5年度と同様に、農林水産省所管の調査に関する審議が続きまして、皆様には積極的にいろいろ御発言をいただき、大変ありがとうございました。令和6年度は、これでひと区切りになります。令和7年度調査諮問事項の予定案件については、現在、事務局で確認中と聞いておりますが、皆様におかれましても、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了したいと思います。皆様、長い間審議をいただき、大変ありがとうございました。